

●減免の対象となる障害の区分及び等級

障害の区分		障害の級別	
		①本人運転の場合	②生計を同じくする家族 ③常時介護者運転の場合
視覚障害		1級～3級・4級の1	左に同じ
聴覚障害		2級・3級	左に同じ
平衡機能障害		3級	左に同じ
音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害の場合に限る)	
上肢不自由		1級・2級の1・2級の2	左に同じ
下肢不自由		1級～6級	1級～2級・3級の1
体幹不自由		1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1級・2級 ※1	左に同じ
	移動機能	1級～6級	1級～3級 ※2
心臓機能障害		1級・3級	左に同じ
腎臓機能障害		1級・3級	左に同じ
呼吸機能障害		1級・3級	左に同じ
ぼうこう又は直腸機能障害		1級・3級・4級	1級・3級
小腸の機能障害		1級・3級	左に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1級～3級	左に同じ
肝機能障害		1級～3級	左に同じ
知的障害		療育手帳A	左に同じ
精神障害		精神障害者保健福祉手帳1級	左に同じ

※1 2級は1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く

※2 3級は1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く

○戦傷病者手帳をお持ちの方は、別途お問い合わせください。